

長野県諒訪建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年8月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諒訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年7月30日

長野県諒訪建設事務所長 河西明彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 299号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市大字北山字折橋8017番の3地先から茅野市大字北山字折橋8356番の1地先まで	旧	m 7.5~24.0	km 0.2800
同上	新	m 10.0~48.0	km 0.2800

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年8月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年7月30日

長野県長野建設事務所長 赤羽敏雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野荒瀬原線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡飯綱町大字平出字行人塚2955番の3地先から上水内郡飯綱町大字牟礼字古屋敷2398番の4地先まで	旧	m 4.5~25.8 16.8~62.0	km 1.3187 2.1665
同上	新	m 16.8~62.0	km 2.1665

道路管理課

長野県諒訪建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年8月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諒訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年7月30日

長野県諒訪建設事務所長 河西明彦

1 路線名 払沢茅野線

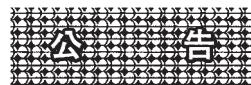
2 供用を開始する区間

茅野市大字ちの字八日市場3009番の1地先から

茅野市大字ちの字八日市場3053番の9地先まで

3 供用を開始する期日 平成24年7月30日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上田市民エネルギー

3 代表者の氏名

藤川まゆみ

4 主たる事務所の所在地

上田市中央4丁目3番10号 メゾーン丸堀201号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、自然エネルギーや省エネルギーの普及に関する事業を行い、環境問題の解決と全国の地域における経済活動の発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユニオンサポートセンター

3 代表者の氏名

小原春美

4 主たる事務所の所在地

松本市中央四丁目7番地22号 松本勤労会館内

5 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、労働問題をはじめ市民生活全般に関する相談事業を行い、よって市民生活に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人G reenすくーる

3 代表者の氏名

羽生 隆

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡松川村3363番地1088

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害又は、精神障害を有する障害者に対して障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに関する事業を行い社会に寄与することを目的とする。その中で、障害者が自立した地域生活を営む上で必要な支援、訓練、相談等を適切かつ効果的に行う。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジムナスティック・ネットワーク

3 代表者の氏名

藤本 俊

4 主たる事務所の所在地

大町市大町5835番地22

5 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを愛する不特定多数の方を対象に、体操を中心とするさまざまな地域生涯スポーツに関する事業を行う中で、個々の年齢や技術、目的等ライフステージに適した心身の発育推進及び健康増進と地域住民のコミュニティの場としてのスポーツ環境作りを図ることで、青少年の健全育成及びより豊かな地域コミュニティの実現を目指し、もって広く福祉の増進活動と社会の公益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みみずく

3 代表者の氏名

田中直子

4 主たる事務所の所在地

茅野市ちの字丁田2761番9

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者が住み慣れた地域で可能な限りその人らしく生活する事ができるような介護及び介護予防に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人里の自然文化共育研究所

3 代表者の氏名

齋藤久一

4 主たる事務所の所在地

中野市大字深沢44番地

5 定款に記載された目的

この法人は、農山漁村の住民及び関係する人々に対して、環境保全と環境教育、文化伝承と社会教育、地域づくり活動に関する事業を行い、農山漁村の自然と文化に根ざした住民主体の環境保全活動や青少年教育、地域づくり活動に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第2項の規定により、次のとおり県道の管理を中野市が行います。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 路線名 主要地方道須坂中野線

2 区間 中野市大字間山字沼ノ入1565番地先から
中野市大字間山字梶林1143番5地先まで
3 管理する期間 平成24年8月1日から

道路管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯綱高原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成24年8月18日（土）午前9時30分
- (2) 開催場所 長野市中央消防署 飯綱分署 会議室（長野市大字上ヶ屋2471番地3129）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
飯綱高原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

- (2) 案の閲覧

公告の日から平成24年8月17日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告の日から平成24年8月10日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所計画調査課、長野市都市整備部都市計画課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
飯綱高原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成 年 月 日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住 所	
ふりがな 氏 名	
(電話)
意見の要旨	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成24年8月18日（土）午後2時
- (2) 開催場所 信濃町役場2階 第一・第二会議室（上水内郡信濃町大字柏原428-2）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から平成24年8月17日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成24年8月10日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所計画調査課、信濃町建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住　所　〒	
ふりがな 氏　名	
(電話　　)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成24年8月19日（日）午前10時から

(2) 開催場所 長野県木曽合同庁舎2階 講堂（木曽郡木曽町福島2757-1）

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

上松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から平成24年8月17日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してく

ださい。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成24年8月10日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県木曽建設事務所整備課、上松町建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
上松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住 所	〒
ふりがな 氏 名	
(電話)
<u>意見の要旨</u>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、木曽福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年7月30日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成24年8月19日（日）午後1時から

(2) 開催場所 長野県木曽合同庁舎2階 講堂（木曽郡木曽町福島2757-1）

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

木曽福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から平成24年8月17日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成24年8月10日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県木曽建設事務所整備課、木曽町建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書

(整理番号)

木曽福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成　年　月　日

長野県知事 阿 部 守 一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

平成25年度長野県盲学校理療科教員採用選考を次のとおり行います。

平成24年7月30日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

1 採用予定の教員の人員

若干名

2 申込資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 昭和28年4月2日以降に生まれた者
- (2) 特別支援学校自立教科教諭一種若しくは二種免許状（理療）を有する者（平成19年3月以前に盲学校特殊教科教諭一種又は二種免許状（理療）を有した者を含む。）又は平成25年3月31日までに取得見込みの者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより、免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - エ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込書類の受付期間、提出先及び問い合わせ先

(1) 受付期間

平成24年8月9日（木）から8月23日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。なお、郵送による場合は、8月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。）

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026（235）7456（直通）

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

4 申込書類

- (1) 採用選考申込書（長野県教育委員会が交付するもの）
- (2) 教員免許状の写し又は授与証明書若しくは取得見込証明書
- (3) 最終学校における学業成績証明書
- (4) 受験票（長野県教育委員会が交付するもの）
- (5) 返信用の封筒（長形3号（縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさ）のものを用い、申込者の宛先及び氏名を明記し、80円切手を貼ったもの）

5 採用選考試験の期日等

期日	会場	対象者	選考試験の内容	備考
平成24年9月8日（土）	長野県長野盲学校	志願者全員	面接（個人） 筆記試験 ・一般教養 ・小論文 実技試験	試験の開始時間等は8月27日（月）以降、受験票により本人に通知します。

6 採用選考の方法

採用選考は、筆記試験の結果を基に、面接、実技試験及び書類審査の結果を加味して、総合的に判定します。

7 選考の結果

平成24年10月中旬までに通知します。

8 その他

- (1) 採用選考申込書及び受験票の用紙並びに採用選考要項は、特別支援教育課及び長野県立の盲学校で交付します。また、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。郵便により請求する場合は、封筒の表に「教員採用選考申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒角型2号（縦33.2センチメートル×横24.0センチメートルの大きさ）を同封の上、特別支援教育課宛に申し込んでください。
- (2) 採用選考の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。なお、口頭で開示を請求することができるアの内容については、選考結果の通知でもお知らせします。
 - ア 開示請求ができる選考結果
 - 合否、総合評価並びに面接、小論文及び実技検査の段階別評価並びに一般教養の得点
 - イ 開示する期間
 - 選考結果通知日から1年間
 - ウ 開示する場所
 - 長野県教育委員会事務局特別支援教育課（県庁8階）
 - エ 必要書類
 - 運転免許証、学生証、健康保険証等本人であることを証明できる書類を持参してください。
- (3) 提出された書類は、一切返却しません。
- (4) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。
- (5) 筆記試験の問題用紙は、持ち帰ることができます。
- (6) 日本国籍を有しない者にあっては、教員の種別は、任用の期限を付さない常勤講師とします。

特別支援教育課

公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」といいます。）を次のとおり行います。

平成24年7月30日

長野県公安委員会

1 検定合格者審査の種別及び級

検定合格者審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定（以下「旧検定」といいます。）に合格した者について、それぞれ表の右欄に掲げる種別及び級に係る審査を行います。

左 欄	右 欄
空港保安警備 1級又は2級	空港保安警備業務 2級
常駐警備 1級又は2級	施設警備業務 2級
交通誘導警備 1級又は2級	交通誘導警備業務 2級
貴重品運搬警備 1級又は2級	貴重品運搬警備業務 2級

2 実施期日

平成24年9月26日（水）午後1時から午後4時まで

3 対象者

上記1の表の左欄の1級又は2級に係る旧検定に合格した者（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除きます。）

4 実施場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342番地4

長野県総合教育センター（生涯学習推進センター研修室）

5 定員

各警備業務の種別毎に20人

6 申請手続**(1) 事前申込み****ア 事前申込みの方法**

⑦ 検定合格者審査を受けようとする者は、下記の(2)の審査申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、受付番号を取得してください。

⑧ 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

⑨ 電話1本につき1人の受付とします。

⑩ 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 事前申込みの受付日

平成24年8月21日（火）午前9時から午後5時までとします。

(2) 審査申請書の提出

受付番号を取得した者は、必要な事項を記入した審査申請書に下記の(3)の提出書類を添付して、平成24年9月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に、次のいずれ

かに提出してください。

ア 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

イ 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

ウ 長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（長野県公安委員会が交付した規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」といいます。）を有する者で、その者の住所及びその者が警備員として所属する営業所の所在地が長野県内でないものに限ります。）

(3) 提出書類

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）1枚

イ 旧合格証の写し

ウ 代理人が申請する場合にあっては、本人からの委任状

エ 長野県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧合格証を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又は長野県内の営業所に属することを疎明する書面

(4) 検定合格者審査の手数料

検定合格者審査の手数料（4,700円）は、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 検定合格者審査に必要なもの

検定合格者審査の当日は、旧合格証及び筆記用具を持参してください。

8 その他

① 審査申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

② この検定合格者審査について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026（233）0110 内線 3032）に問い合わせてください。

③ この検定合格者審査の実施に際して収集する個人情報は、この検定合格者審査のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課